

第220回 障害者地域生活支援研究会のお誘い

意思決定支援について ～罪を犯した障害者の意思決定支援～

意思決定支援について聞かれたことはありますか？障害者総合支援法では、「障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方」として、法の施行後3年を目途とした見直しの論点に盛り込まれていました。

厚生労働省の社会保障審議会障害者部会でも調査研究事業を通じた議論がなされ、意思決定支援ガイドライン（案）も示されているところです。

なかでも、罪を犯した障害者（触法障害者）の意思決定支援については、入口支援と呼ばれている警察での取調べ場面などでとても重要になってきます。

今回は、意思決定支援について知るだけでなく、罪を犯した障害者（触法障害者）の意思決定支援の在り方についても考える機会にして頂きたいと思います。

ぜひ、皆様のご参加をお待ちしております。

【発言者】

河原 一雅 氏（ひびき法律事務所 弁護士）

【進行】

石丸 美穂 （北九州市障害者基幹相談支援センター）

御領園 育子 （北九州市障害者基幹相談支援センター）

日 時：平成28年10月20日(木) 18:30～20:30

会 場：総合保健福祉センター(アシスト 21) 2階講堂
(小倉北区馬借1-7-1)

参加費：無料

◎障害のある人で、情報保障
(手話、要約筆記等)が必要な場合は
事前にお知らせください。

【お問い合わせ】

北九州市障害者自立支援協議会
(事務局)

北九州市障害者基幹相談支援センター

北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた 6階

TEL:093-861-3045 FAX:093-861-3095